

小樽市過疎地域自立促進市町村計画（過疎計画）の策定について

－過疎計画に関するFAQ－

1 過疎地域対策について

■過疎計画とは

過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域として公示された市町村が、地域の自立促進を図るため策定する事業計画であり、過疎市町村では、この計画に沿って目的達成のための事業を展開していくこととなります。

■過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）とは

第1条において、法の目的を以下のとおり定めています。

第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

過疎地域対策は、昭和45年に「過疎地域緊急措置法」が10年間の時限立法として制定されて以来、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法（失効期限は平成21年度）に至るまで40年間にわたり特別措置が講じられてきました。しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況にあることから、平成22年4月、指定要件の追加のほか、財政支援措置など、この法律の内容を拡充するとともに、失効期限を平成27年度まで6年間延長する一部改正法が施行されました。

■法で定める過疎地域とは

法第2条では、財政力要件や人口要件などを規定し、この要件を満たした地域を過疎地域としています。小樽市は、平成22年4月1日の法一部改正による要件の追加に伴い、新たに過疎地域となりました（下記の財政力要件及び人口要件④に該当）。

全国では776市町村（全体の約44.9%）、本道では143市町村（全道の約79.9%）が過疎地域となっています。

【過疎地域に係る法定要件：平成 22 年法改正の追加事項】

- 財政力要件：平成 18 年度～平成 20 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.56 以下
- 人口要件：次のいずれかに該当すること
 - ①昭和 35 年～平成 17 年の人口減少率が 33%以上
 - ②昭和 35 年～平成 17 年の人口減少率が 28%以上、かつ高齢者比率 29%以上
 - ③昭和 35 年～平成 17 年の人口減少率が 28%以上、かつ若年者比率 14%以下
 - ④昭和 55 年～平成 17 年の人口減少率が 17%以上

※①～③の場合は、昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間で 10%以上人口が増加している地域は除く。

◆小樽市の関連データ

- ・平成 18 年度～平成 20 年度の 3 カ年平均の財政力指数 0.48
- ・昭和 35 年～平成 17 年の人口減少率 28.4%、高齢者比率 27.4%、若年者比率 14.9%
- ・昭和 55 年～平成 17 年の人口減少率 21.3%

■計画に基づいて行う事業の特別措置は

主なものを掲げると、以下のとおりです。

①国庫補助率の嵩上げ（小中学校校舎、公立保育所等、消防施設、教職員住宅）

- ・通常 1 / 2 を 5.5 / 10 又は 通常 1 / 3 を 5.5 / 10

②過疎対策事業債の充当（過疎債：元利償還金の 70%を普通交付税措置）

○施設整備（ハード事業）を対象に過疎債を充当

- ・市町村道、漁港・港湾、地場産業施設、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、公民館、消防施設、高齢者保健福祉施設、保育所・児童館、認定子ども園、診療施設、公立小中学校、図書館、地域文化施設、自然エネルギー利用施設など

○ソフト事業を対象に過疎債を充当（平成 22 年度の法改正により、新たに追加）

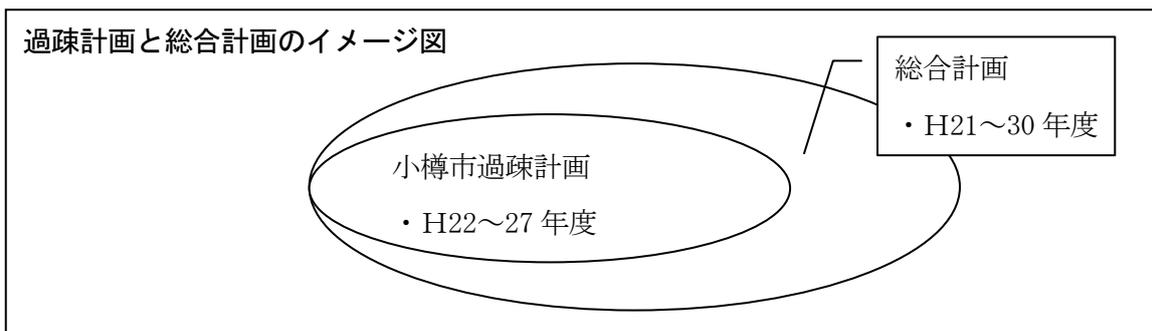
- ・市町村の財政力等により、国が発行限度額を設定

2 計画策定の手続き

■過疎計画の策定の考え方は

市では、平成 21 年度に策定した「第 6 次小樽市総合計画（計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度）」において、市の将来都市像を「歴史と文化が息づく、健康、にぎわい、協働のまち」とし、この計画に基づいて総合的かつ計画的に行政運営を進めることとしています。

一方、過疎計画は、法の枠組みに基づいて、平成 22 年度から平成 27 年度までの計画期間内において地域の自立促進を図っていかうとするものであることから、総合計画の将来都市像の実現に向け、当該計画に登載している施策・事業を前提として、過疎計画に盛り込むとともに、財政支援措置など過疎地域対策を最大限に活用する観点から、策定を進めています。



■過疎計画策定のスケジュールは

市では、この過疎計画素案について、パブリックコメント手続きにより市民の皆さまのご意見をお聴きした後、法第6条の規定に則して、道の「北海道過疎地域自立促進方針」に基づき、道と協議した上で、計画案として取りまとめを行い、小樽市議会・平成22年第3回定例会（9月上旬～10月上旬）での議決を受け、計画決定することとしています。

第6条 過疎地域の市町村は、都道府県の過疎地域自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。

3 関連する情報について

■今後の取り組みは

計画決定後、市では、計画に登載している施設の整備などについて、国や道と一体となって推進することにより、地域の抱える課題の解決に向け取り組んで参ります。

なお、情勢の変化などに伴い、事業内容の見直しや新たな事業に係る検討が生じた場合などは、再度、市議会の議決や道との協議などを経た後、過疎計画の変更の手続きを行うことにより、対応していく予定です。

■関連情報は

○総務省 ～新たな過疎対策について、過疎法など

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

○全国過疎地域自立促進連盟（財）過疎地域問題調査会 ～過疎物語

<http://www.kaso-net.or.jp/>

○北海道 ～北海道における過疎対策について

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/chicho/kasochiikikonwakai.htm>